

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金等について (10月1日以降の時間短縮等分)

緊急事態宣言が9月30日で解除されることとなりましたが、県では、事業者等への協力要請について、段階的に緩和することとし、10月1日から10月24日までの期間、県内全域の飲食店に対して、感染防止対策の実施状況に応じた営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

これに伴い、10月1日から10月24日までの全期間、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

なお、協力金の申請手続きの詳細については後日お知らせします。

I 飲食店に対する感染拡大防止対策協力金

1 支給対象

原則として、令和3年10月1日から10月24日までの全期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

2 主な支給要件及び支給額

【千葉県飲食店感染防止基本対策確認店】※以下、「確認店」という

(1) 主な支給要件

- ・ 21時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・ 基本的な感染対策を継続、遵守すること。
- ・ 飲食を主とする店舗及び結婚式場でのカラオケ設備の利用を自粛すること。
- ・ 酒類の提供は11時から20時までとすること。
- ・ 同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。
(同居家族・乳幼児及び介助者を除く)
- ・ 同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨の掲示をし、店内に周知すること。

- ・ 要請期間中（10月1日から10月24日）に確認店となる店舗については、確認店になる前日までの間、【千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店（以下、「認証店」という）、確認店以外の店舗】の支給要件を遵守すること。

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×24日分

10月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高 (※1)
8万3,333円以下の店舗 2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗 1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗 7.5万円
1店舗あたり60万円から180万円 (全期間御協力いただいた場合)

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額 (※2) × 0.4
(上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3の
いずれか低い額)
1店舗あたり最大480万円 (全期間御協力いただいた場合)

【認証店、確認店以外の店舗】

(1) 主な支給要件

- ・酒類の提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) を自粛すること。
- ・20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置 (座席の間隔の確保)
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗及び結婚式場でのカラオケ設備の利用を自粛すること。
- ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。
(同居家族・乳幼児及び介助者を除く)
- ・同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨の掲示をし、店内に周知すること。

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×24日分

10月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、
10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日
までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高 (※1)
8万3,333円以下の店舗 2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗 1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗 7.5万円
1店舗あたり60万円から180万円 (全期間御協力いただいた場合)

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額 (※2) × 0.4
(上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3の
いずれか低い額)
1店舗あたり最大480万円 (全期間御協力いただいた場合)

【千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店】

本県独自の厳しい基準を満たした認証店については、「営業時間短縮」、「酒類提供の自粛」の要請は行いません。

このため、認証店は協力金の支給対象外となります。

※同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としてください。

(同居家族・乳幼児及び介助者を除く)

※要請期間中(10月1日から10月24日)に認証店になった場合は、10月1日(10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から)から認証店になる前日までの日数分の協力金を支給します。

- ※1 「1日あたりの売上高」の計算方法
令和元年又は令和2年10月の飲食部門の売上高の合計額÷31日
- ※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法
(令和元年又は令和2年10月の売上高の合計額(10月1日～10月24日分) - 令和3年10月の売上高(10月1日～10月24日分)の合計額) ÷24日
※上記計算方法のほか、以下の方法で申請いただくことも可能です。
令和3年10月の飲食部門の売上高の合計額が1か月分確定してから申請する場合
(令和元年又は令和2年10月の売上高の合計額 - 令和3年10月の売上高の合計額) ÷31日
- ※3 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※4 開店1年未満の店舗等については、売上高の計算方法の特例がありますので、後日発表する申請要領で御確認ください。
- ※5 協力金の申請時に休業又は営業時間の短縮要請や、感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度や県のホームページ等を参考に、記録をお願いします。
- ※6 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

3 予算について

補正予算額 220億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 9月議会に補正予算案を提案します。

Ⅱ 飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業

1 概要

感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対して実施している現地調査については、緊急事態宣言解除後も引き続き実施します。

[調査対象] 県内全域の飲食店

[調査期間] 令和3年10月1日～令和3年10月24日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底
- ・ 酒類提供制限の遵守
- ・ 時短営業の遵守 など

2 予算

補正予算額 3億円

※ 財源は全額国庫支出金

※ 9月議会に補正予算案を提案します。

Ⅲ 問合せ先

(1) 協力金について

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 9時から18時まで（土・日・祝含む）

(2) 認証店について

千葉県飲食店認証事務局

【電話番号】 043-307-9003

【受付時間】 10時から18時まで（土・日・祝除く）

(3) 現地調査事業及び確認店について

コールセンター

【電話番号】 047-703-7127（習志野市、松戸市、浦安市、市川市、船橋市、成田市、柏市、鎌ヶ谷市、八千代市、印西市、白井市、我孫子市、野田市、流山市）

043-239-6236（上記以外の市町村）

【受付時間】 11時から20時まで（土・日・祝含む）